



「信州の宿 県民応援前売割事業」のご案内 プレミアム付き前売券＋観光クーポン



新型コロナウイルス感染拡大期において、将来の宿泊需要を確保し、事業の継続を支援するため、県内旅行に使えるプレミアム付き前売券の販売と地域の観光地で利用できる観光クーポンを提供し、県民による観光産業全体の需要の喚起を図ります。

事業の内容

- ★宿泊施設又は旅行会社から、宿泊旅行で使えるプレミアム付き前売券 5,000 円分を 2,000 円で販売いただき、プレミアム分 3,000 円を利用実績に応じて県が支援します。
- ★更に前売券の利用者には、観光施設で使える観光クーポン 2,000 円分をセットで提供します。

■プレミアム付き前売券について

- (1) 販売方法 県内に所在する**宿泊施設**又は**旅行会社**において販売（販売には登録が必要です）
※具体的な販売方法や販売開始日は各事業者で決定。
前売券は任意の様式で、各事業者でご用意ください。県では実券は作成いたしません。
- (2) 販売期間 令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで（予定）
※今後の宿泊割の開始等により対象期間を変更する場合があります。
- (3) 販売額
- | 販売額/枚 | 額面/枚 | プレミアム率 |
|--------|--------|--------|
| 2,000円 | 5,000円 | 150% |
- (4) 販売上限数 一事業者あたり 200 枚（販売額 400,000 円、額面 1,000,000 円）
- (5) 購入利用対象者 **長野県内にお住まいの方** ※身分証明書等で購入者の居住地を確認
- (6) 利用上限数 一人1回の旅行につき、**1泊あたり2枚かつ2泊まで**
- (7) 利用対象施設 **購入した宿泊施設又は旅行会社に限定して、一人泊当たり5,000円以上の宿泊旅行代金の支払いに利用可能（宿泊を伴う商品に限る）**
※宿泊施設の予約方法は問いませんが、決済方法は「現地払い」に限ります。
※一人泊当たりの宿泊旅行代金が5,000円未満の場合はご利用いただけません。
二人泊で2枚ご利用の場合、一人泊の宿泊旅行代金が10,000円以上の場合に限り利用可能。
- (8) 宿泊予約受付開始日 令和3年6月1日（火）
- (8) 利用対象期間 令和3年6月1日（火）から12月31日（金）まで（予定）
※県内の感染状況に応じ、利用できない期間が生じる場合があります。

販売した前売券を購入者が実際に使用することができず、利用対象期間を経過した場合に被る損害について、
県は責任を負いません。あらかじめご承諾の上で販売願います。

GoTo トラベル及び県が行う宿泊割事業との併用はできません。

なお、市町村が行う宿泊割事業との併用は妨げませんので、併用の可否は各市町村にご確認ください。

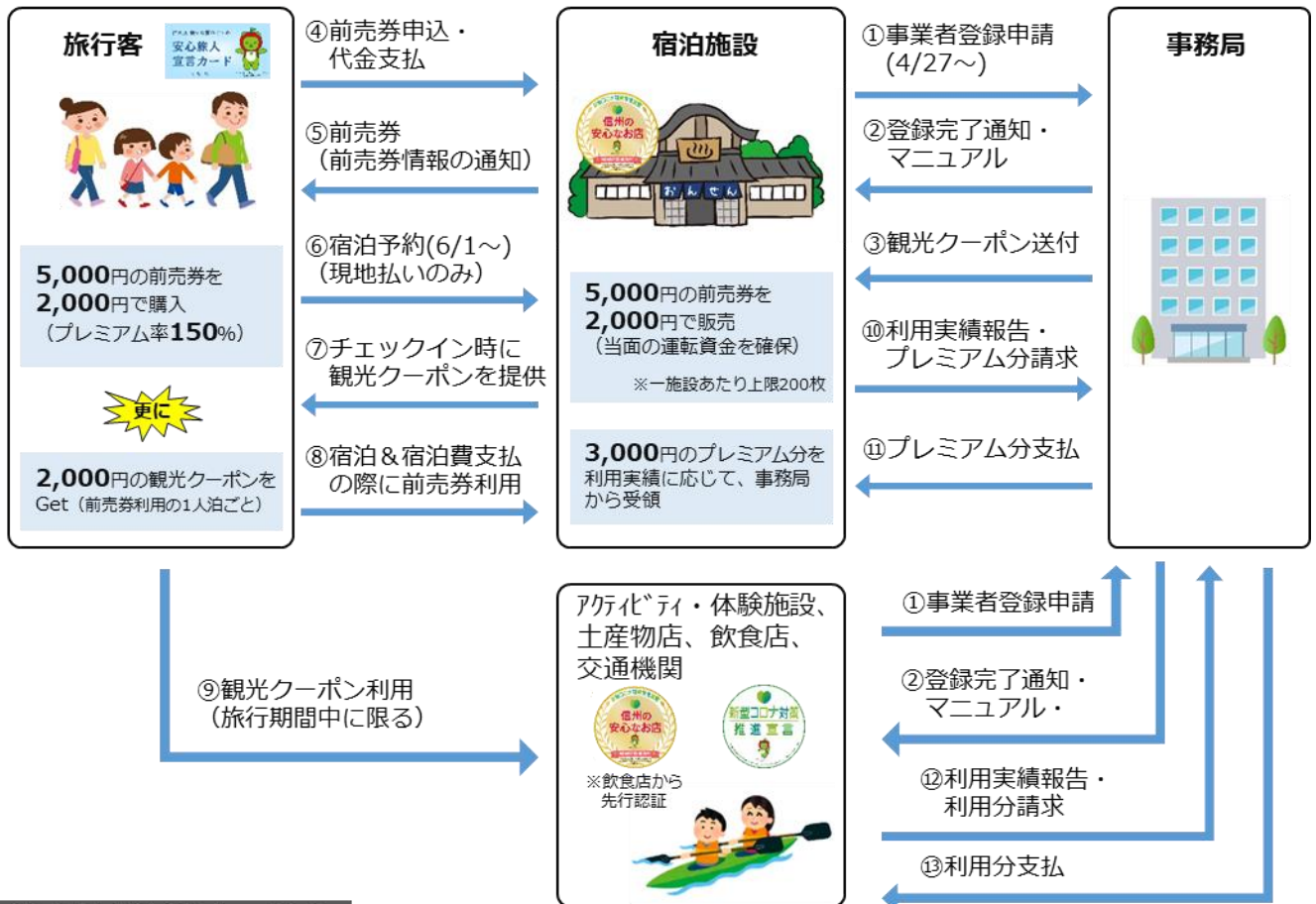
■観光クーポンについて

前売券を利用される方に 2,000 円分の観光クーポンをセットで提供していただきます。

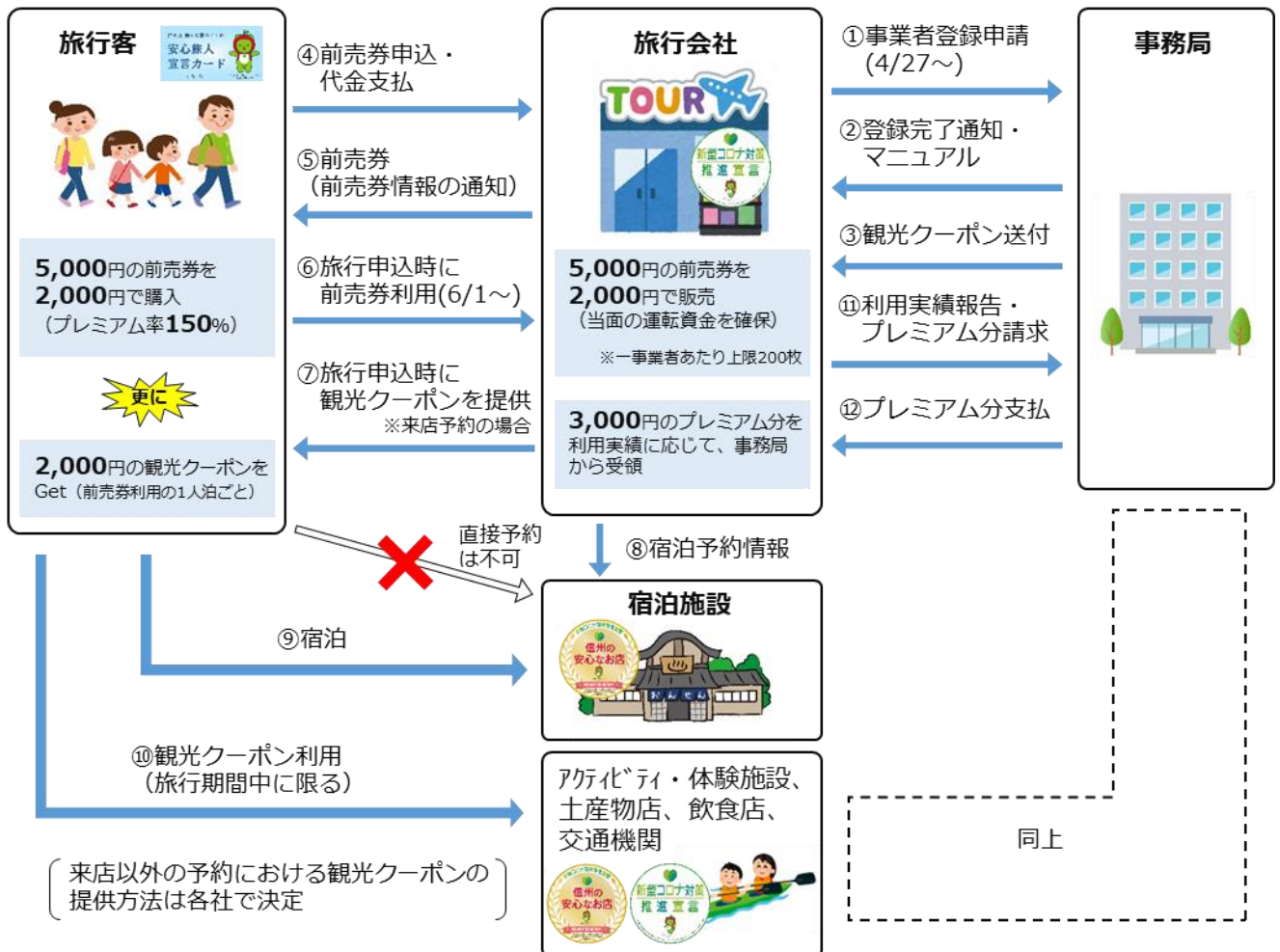
- (1) 提供枚数 **前売券利用の宿泊一人泊あたり、2,000 円分を提供（1組500円×4枚綴り）**
- (2) 提供方法 前売券の販売方法に応じて以下のとおり提供してください。
■宿泊施設で販売：チェックインの際に宿泊施設から提供
■旅行会社で販売：来店予約の場合、旅行申込の際に店舗で提供
来店以外の予約の場合、提供方法は各旅行会社で決定
- (3) 利用対象施設 県内のアクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店、交通機関（登録施設に限る）
- (4) 利用対象期間 宿泊日とその翌日まで ※令和4年1月1日（土）が最終有効期限となります。
例）R3.6.5チェックイン～6.8チェックアウトの3泊4日の場合、R3.6.5から6.8までの4日間利用可能

新型コロナウイルス感染状況次第では、前売券の利用を一時停止する場合があります。

宿泊施設が販売する場合



旅行会社が販売する場合



事業者登録について

前売券の販売を希望する事業者は、下記(1)による登録が必要です。(4/27～募集開始)
また、観光クーポンの対象施設となるためには、下記(2)による登録が必要です。(現在準備中)

(1) プレミアム付き前売券の販売事業者

- ア 対象事業者
- ・ 県内宿泊事業者（旅館業法第3条第1項又は住宅宿泊事業法第22条第1項の許可事業者）
 - ・ 県内旅行会社（旅行業法第3条の登録事業者）
※宿泊事業者は「施設」単位、旅行会社は「事業者」単位で登録し、登録事業者あたりの販売上限数は200枚となります。
 - ・ 旅行者が長野県内に居住していることの確認ができる者、信州版「新たな旅のすゝめ」の「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼できる者。
- イ 事業者登録方法 電子申請 又は 様式提出による申込（提出先は下記のメール又はFAX）
- ウ 申込期間 令和3年4月27日（火）～5月6日（木）必着
- エ 問合せ先 「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局
〒380-0813
長野県長野市緑町1605-18-305
TEL 026-224-0430（事業者専用）
FAX 026-263-0076 ※4/30(金)午前10時以降は026-224-0445となります。
E-mail tabi-susume@media-ps.co.jp
- オ 登録完了通知 申込内容を確認後、登録完了通知とマニュアルを後日メールで送付します。
メールをお使いでない事業者には、郵送で送付します。

(2) 観光クーポンの対象事業者

- ア 対象事業者
- ・ 県内の主に観光客が利用するアクティビティ・体験施設、土産物店、または飲食店（食品衛生法の営業許可事業者）を運営する事業者で、当該観光クーポンを使って料金精算ができる者
 - ・ スポーツ・体験施設事業者については、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入していること。
 - ・ 県内に事業所又は営業所がある交通事業者で、観光目的での利用に対して観光クーポンで料金精算ができる者
- イ 事業者登録方法 **現在準備中です。**登録申請受付の準備が整い次第改めてお知らせします。
- ウ 申込期間 **現在準備中です。**
- エ 問合せ先 同上

(3) (1)及び(2)共通の登録要件

- (1)又は(2)の登録には以下の要件を全て満たす必要があります。
- ・ 事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後に速やかに事業実施が可能であること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示すること。
 - ・ 「信州の安心なお店認証制度」に申請を行うこと。
 - ・ 申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団人等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申込事業者の経営に事実上参画していないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

事業の詳細や最新情報は下記 URL からご確認いただけます。

<https://tabi-susume.com/advance/>



<問い合わせ先>

「信州版 新たな旅のすゝめ」 宿泊割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00
(4月28日(水)～12月29日(水)※予定)

事務局所在地 〒380-0813
長野県長野市緑町1605-18-305

TEL 026-224-0430 (事業者専用)

FAX 026-263-0076
026-224-0445 ※4月30日10時以降はこちら

E-mail tabi-susume@media-ps.co.jp

ホームページ <https://tabi-susume.com/advance/>

参考情報

■「信州の安心なお店応援認証制度」のご案内

受付開始日 : 令和3年5月6日(木)

登録申請方法 : 申込書、県が定める認証基準(チェックシート)等必要書類を事務局に提出

申請・登録の流れ :

ステップ1	ステップ2	ステップ3
申込書、県が定める認証基準(チェックシート)等の必要書類を作成、事務局に提出。	日程調整の上で巡回員が現地確認に訪問。 提出書類の内容と現地確認に問題等がなければ、知事による認証とともに、ステッカーを交付。	ステッカーを店内に掲示 ※県や事務局のホームページにて、認証を受けた事業者の情報を発信します。

ホームページ : <https://shinshu-anshin.net/>

※第1弾としてご登録いただけるのは
飲食及び宿泊事業者のみです。

